

規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成元年埼玉県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「（一）」の次に「（二）」を加え、「（三）」を「（四）」に改める。

附則

この規則は、平成三十年六月一日から施行する。